国の重点支援地方交付金活用事業
中小企業省エネ設備等導入支援補助金

公　募　要　領

［ 令和８年５月 ］
［ 令和８年７月一部改定 ］
［ 令和８年８月一部改定 ］

【交付申請書受付期間】

令和８年６月 12 日（金）～７月 15 日（水）（１期募集）
７月 27 日（月）～８月 18 日（火）（1期追加募集）
９月　４日（金）～９月 25 日（金）（２期募集）

【提出・問い合わせ先】

広島県中小企業省エネ設備等導入支援補助金事務局
○ 電　　話 ： 082 - 244-7120
○ Ｅ - mail ： hiroshima_shouene@bsec.jp
○ 受付時間 ： ９：00～12：00・13：00～17：00／月～金曜日（祝日を除く）

広島県　中小企業省エネ設備等導入支援補助金事務局

【目次】

１　補助金の趣旨 1
２　用語の定義 1
３　補助金交付の対象者 2
４　補助金交付の対象事業 2
５　補助金額・補助事業実施期間等 3
（１）補助率及び補助金額 3
（２）補助対象期間 4
６　補助対象経費等 5
（１）補助対象経費 5
（２）補助対象外経費 5
（３）消費税等の取扱い 5
（４）補助事業における利益等排除について 5
７　申請方法等 6
（１）申請者 6
（２）申請方法 6
（３）提出書類 6
（４）公募期間（受付期間） 7
（５）質問について 7
８　補助金の併用 7
９　補助対象事業の選定方法 8
10　交付決定通知 9
11　実績報告書の提出及び補助金額の確定等 9
（１）実績報告書の提出 9
（２）補助金額の確定 9
（３）補助金の交付 9
12　書類の保管 10
13　財産処分の制限 10
14　その他 10
（１）交付決定の取り消し、補助金の返還について 10
（２）会計検査等に伴う書類請求及び現場検査等について 10
（３）個人情報等の利用目的について 10
（４）省エネ効果等の報告について 11
（５）制度内容等の変更について 11
15　令和８年度実施スケジュール 12

1　補助金の趣旨

エネルギー価格の高騰等の影響により、省エネ対策による燃料・電力の消費抑制が急務となる中、県内中小企業における脱炭素化及びエネルギーコストの削減対策を促進するため、中小企業における省エネ設備等の導入に伴う経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付します。

2　用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりです。

（1）　中小企業等

以下のいずれかに該当する法人及び個人

＜中小企業者＞

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条に規定された中小企業者。

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
①製造業、その他	３億円以下	300 人以下
②卸売業	１億円以下	100 人以下
③小売業	５千万円以下	50 人以下
④サービス業	５千万円以下	100 人以下

〈中小企業団体等〉

以下のいずれかに該当する法人

- 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
- 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

〈その他中小企業等（会社法上の会社以外）〉

- 会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人であり、かつ従業員が３００人以下の法人。

※ 会社法上の会社以外の法人とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人（NPO 法人）」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいう。

※ 従業員とは、雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者をいう。

（2）　省エネ設備等

本補助金の対象となる省エネ設備、断熱窓、創エネ設備等

（3）　補助事業者

補助事業を行う者

（4）　補助事業

省エネ設備等を導入する事業

3　補助金交付の対象者

補助金交付の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とします。

（1）　本要領２（１）に定める中小企業等であること。

（2）　会社法（平成１７年法律第８６号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）であり、中小企業者以外の者（以下「大企業」という。）から、次に掲げる出資又は役員を受け入れていない者であること。

①　発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有

②　発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有

③　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上

（3）　広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 条）第２条第３号に規定する暴力団員等又は第 20 条第１項の規定による通報の対象となった者ではないこと。

（4）　広島県内に事業場（工場、店舗、事務所等）を有すること。※本社所在地は問わない。

（5）　広島県の県税を滞納していないこと（納税義務者でない者は除く。）。

（6）　補助対象事業の実施に必要な許認可等を取得している、又は取得見込みであり、法令等に違反する事業でないこと。

（7）　本補助金の申請設備に対して、重複して国又は県から補助金の交付を受けていないこと。なお、市町の単独費による補助金であれば併用可能とします。

（8）　県又は事務局が行う現地確認、関係書類の提出依頼、事業効果の確認調査等に協力できること。

（9）　公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと。

4　補助金交付の対象事業

補助金交付の対象となる事業は、県内事業場に、次に掲げる設備を導入する事業とします。

区分	補助対象設備	補助要件
省エネ設備	高効率空調	**既存設備を更新する場合**であって、経済産業省が実施する「省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」において、補助対象設備として登録、公表されている製品
	産業ヒートポンプ	
	業務用給湯器	
	高性能ボイラ	
	高効率コージェネレーション	
	低炭素工業炉	
	変圧器	
	冷凍冷蔵設備	
	産業用モータ	
	制御機能付き LED 照明器具	
	工作機械	
	プラスチック加工機械	
	プレス機械	
	印刷機械	
	ダイカストマシン	
	省エネ診断によりに提案された省エネ設備（上記の対象とならない LED 照明器具は除く）	省エネ診断報告書等により、１t-CO2/年以上の削減効果が見込めるもの。 （例：断熱改修、EV 等）
断熱窓	窓	熱貫流率が 2.9 以下の窓への更新（内窓の設置を含む）又は熱貫流率が 1.7 以下のガラスへの交換 ※カタログ、性能証明書等により熱貫流率、施工箇所及び数量が確認できるもの。

創エネ設備	太陽光発電設備	10kW※以上であり、発電した電力量の 50%以上を自家消費するもの。また、FIT 又は FIP による売電を行わないもの。 ※太陽電池モジュールの公称最大出力合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値
	蓄電池	太陽光発電設備と同時設置するもの。 ※蓄電池の単独設置は対象外です。

5　補助金額・補助事業実施期間等

（1）補助率及び補助金額

本事業の補助率等は次のとおりです。

	通常型	特別型
補助率	1/2	2/3
補助上限額	5,000 千円	
補助下限額	補助対象経費※300 千円 ※6（1）補助対象経費の設備費・工事費の合計	
要件	―	省エネ診断に基づく設備導入であること

※　補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金額とします。

「省エネ診断」とは、専門家がエネルギー使用状況を調査・分析し、運用改善や設備投資によるエネルギー使用量及び CO2 排出量の削減策を提案するサービスです。

【省エネ診断の例】

■　広島県省エネ伴走支援事業（R5 年度から令和８年度に受診した受診結果が対象）
　事務局：株式会社電通総研広島支社
　（詳細はこちら）https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/shoenebansoushien-r8.html

■　国の省エネ診断事業（R5 年度から令和８年度に受診した受診結果が対象）
・省エネ最適化診断
　事務局：一般財団法人省エネルギーセンター
　（詳細はこちら）https://www.shindan-net.jp/
・地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業
　事務局：一般社団法人環境共創イニシアチブ
　（詳細はこちら）https://shoeneshindan.jp/

■　省エネ診断機関と連携した金融機関による省エネコンサルティング
　（R5 年度から令和８年度に受診した受診結果が対象）
　各金融機関にお問い合わせください。

※　特別型は、省エネ診断報告書等において、申請する設備又は同等の設備導入が具体的に提案されていることが必要です。省エネ診断等を受診しているだけでは、特別型の対象とはなりません。

※補助金額は交付決定額を上限とします。実績報告時に補助対象経費が減額となった場合、補助金額も減額となります。

（２）補助対象期間

交付決定日から令和９年１月 29 日まで

※契約・発注、納品、工事着手、支払いは必ず交付決定日以降に行ってください。交付決定前に着手した経費は補助対象外です。

※導入した設備の検収及び補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とし、令和９年１月 29 日までに完了させてください。

※原則、既存設備は事業完了日までに撤去してください。ただし、一定期間、既存設備を並行稼働させる必要がある等のやむを得ない事情がある場合、事前に事務局に相談のうえ、交付申請時に理由書を提出してください。

６　補助対象経費等

（１）補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げるものとし、原則２者以上による価格競争（見積徴収）を実施した結果による最低価格を上限とします。

経費区分	補助対象経費・留意事項
設備費	補助対象設備の購入に要する費用（設備本体、補助対象設備の稼働に必要不可欠な付属機器等）
工事費	補助対象設備の設置に伴う工事に要する費用（配管、配線、据付、試運転調整等。ただし補助対象設備の導入に直接必要な範囲に限る。）

【留意点】
✓ **消費税等は補助対象経費から除外して、補助金交付申請額を算定**してください。

（２）補助対象外経費

以下のような経費は、補助対象経費とはなりません。

- **消費税及び地方消費税**等の租税公課
- 交付決定前に発注や契約を締結した経費
- 運搬費
- 既存設備の撤去費、処分費
- 土地の取得及び賃借料
- 交付申請書や実績報告書等の作成、提出に要する費用
- 中古設備、振込手数料、一般管理費、諸経費、その他事務局が不適当と認める経費
- 補助対象設備の設置に直接関係しない建物改修、外構工事、内装工事、既存設備の修繕・保守・点検に要する経費
- 自社施工に係る労務費、申請者又は関係会社等との取引で価格の妥当性が確認できない経費
- 住宅等の居住用部分に係る経費、補助対象設備を県外又は補助目的外で使用するための経費

（３）消費税等の取扱い

補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。見積書、契約書、請求書等において税込・税抜の別が確認できるようにしてください。

免税事業者、簡易課税制度の適用事業者等であっても、原則として消費税及び地方消費税相当額は補助対象外です。

（４）補助事業における利益等排除について

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、申請者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上してください。また、親会社、子会社、関連会社、役員又は役員の親族等との取引を行う場合も、利益等排除又は価格の妥当性確認のため、追加資料の提出を求めることがあります。

7　申請方法等

（1）申請者

県内事業場において設備を導入する事業者
※販売事業者や施工事業者による申請はできません。
※テナントビル等の場合は、導入する設備の所有者が申請を行ってください。
※リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等で共同申請を行ってください。

【リースを利用する場合の取扱い】
リース事業者は、設備使用者から受け取るリース料を補助金相当分だけ減額する必要があります。
また、リース契約は次のいずれかの要件を満たすものである必要があります。
① 財産処分制限期間以上の契約であること
② リース期間終了後に設備使用者が補助対象設備を購入する契約となっていること
≪リースによる場合の申請者及び補助金交付先は以下のとおりです≫
・申請者：設備使用者及びリース事業者の共同申請
・補助金交付先：リース事業者

（2）申請方法

オンライン申請フォームに必要事項を入力し、提出書類を添付して申請してください。
ＵＲＬ：https://hiroshima-shouene-hojo.jp
※受付期間内にオンライン申請が完了したものを受け付けます。入力途中又は必要書類が添付されていないものは、受付できない場合があります。
※申請後に発行される申請番号は、抽選結果の確認や問い合わせに必要となるため、必ず控えてください。
※オンライン申請が困難な場合は、対応方法について事務局にお問い合わせください。

（3）提出書類

① 次に掲げる「提出書類一覧」に基づき、所定様式の申請書等及び添付書類を作成してください。
② 提出された申請書等の内容に関して、事務局から電話やメール等により、問い合わせや追加資料の提出を求める場合があります。追加資料の提出を求めた際には、事務局が定める期日までに提出がない場合、審査対象外とします。

【提出書類一覧】

	提出書類	
様式	別記様式第１号	補助金交付申請書
	〃　別紙１	事業計画書
	〃　別紙２	誓約書
添付書類	見積書の写し（原則２者以上）（交付申請の３か月以内に発行されたもの）	
	導入しようとする設備の仕様・性能がわかる書類（カタログ等）の写し	
	現況設備（導入前）の写真	
	図面（全体配置図など）	
	法人：履歴事項全部証明書（交付申請の３か月以内に発行されたもの） 個人：開業届など事業を行っていることが分かる書類	

	県の納税証明書の写し（交付申請の３か月以内に発行されたもの）
	（リースを利用する場合）リース契約書及び料金計算書案（補助金適用前後の２種類）
	（特別型で申請する場合）省エネ診断報告書の写し（以下の項目が記載されたページ） ① 診断受診企業名、② 診断実施事業者名、③ 診断実施場所 ④ 診断実施年月日、⑤ 設備導入による CO2 削減効果
	その他事務局が必要と認める書類

※提出書類に不足又は不備がある場合は、追加提出又は補正を求めます。期限までに補正が完了しない場合は、審査対象外となることがあります。

※必要に応じて、上記以外の資料（契約関係書類、許認可関係書類、使用実態が分かる資料等）の提出を求める場合があります。

（４）公募期間（受付期間）

令和８年６月 12 日（金）～７月 15 日（水）（１期募集）
７月 27 日（月）～８月 18 日（火）（１期追加募集）
９月　４日（金）～９月 25 日（金）（２期募集）

※先着順ではありません。申請多数の場合は、抽選により審査順を決定します。

※２期募集の実施内容、予算配分及び採択予定件数は、１期募集の申請状況等により変更する場合があります。

（５）質問について

本補助事業の内容や申請などに当たって不明点などがあれば、事務局まで、電話又は電子メールにより、お問い合わせください。

※可能な限り、電子メールによりお問い合せください。

【問い合わせ先】
広島県中小企業省エネ設備等導入支援補助金事務局
○ 電　　話 ： 082 - 244-7120
○ E - mail ： hiroshima_shouene@bsec.jp
○ 受付時間 ： ９：00～12：00・13：00～17：00／月～金曜日（祝日を除く）

８　補助金の併用

- 本補助金の申請設備に対して、重複して国又は県の補助制度と併用はできません。
- 市町の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。
- 他の補助制度を併用する場合は、当該補助制度の交付決定通知書、額の確定通知書等の写しの提出を求めることがあります。
- 同一設備について重複申請又は重複受給が確認された場合は、交付決定の取消し又は補助金の返還を求めることがあります。

９　補助対象事業の選定方法

公募期間内に申請があった事業に対し、事務局において申請書類の内容を審査し、交付要件を満たす補助事業に対して交付決定を行います。

なお、受け付けた申請額の合計が予算額を超えた場合は、**抽選により審査順を決定**の上、その順位に従って審査を行い、交付要件を満たすものについて、予算の範囲内で補助する事業を決定します。

※順位は審査の順番を示すものであり、交付決定を保証するものではありません。

※審査の結果、要件を満たさないこと、提出書類に不備があること、交付決定前に着手していること等が確認された場合は、抽選順位にかかわらず不交付となることがあります。

【予算配分】

区分	通常型	特別型	合計
１期募集 （１期追加募集を含む）	6.5 億円	3.5 億円	10 億円
２期募集	６億円	４億円	10 億円 （内訳） ９月４日～９月 11 日：2.5 億円 ９月 12 日～９月 18 日：2.5 億円 ９月 19 日～９月 25 日：５億円
合計	12.5 億円	7.5 億円	20 億円

※１期募集で予算を使い切ることはせず、第２期募集の予算を確保しています。

※２期募集の予算配分は、申請状況により変更となる場合があります。

※２期募集では、申請者への早期の交付決定を図るため、各週ごとに予算額を設定しています。各期間における申請額が当該予算額の範囲内である場合は、翌週以降、順次審査を行います。なお、各期間の予算額は申請状況に応じて変更する場合があります。

【抽選方法】

・Microsoft Excel のランダム関数 （=RAND()）を用います。

・Excel で作成した申請者の一覧にランダム関数を使用して番号を割り当て、番号の大きい順に審査順位とします。

【抽選日時】※各期間において、受け付けた申請額が予算額を超えた場合に抽選を実施

（１期募集）　　令和８年７月 17 日（金）

（１期追加募集）令和８年８月 20 日（木）

（２期募集）　　原則として各週ごとに抽選を実施

【抽選結果の通知】

・申請者本人へ通知するとともに、ホームページで公表します。

※申請番号及び審査順位のみの公表であり、個人情報その他申請に係る情報は公表しません。

10　交付決定通知

事務局は、採択事業者に対し、交付決定通知書をもって、補助金の交付決定について通知します。
交付決定通知書に記載された交付決定額は補助金の上限額であり、実績報告時に補助対象経費が減額となった場合は補助金額も減額されます。
※交付決定通知書を受領する前に、契約・発注、納品、工事着手、支払い等を行った場合は、補助対象外となります。
※交付決定後に、事業内容、設備、経費配分、工期等を変更しようとする場合は、必ず事前に事務局へ相談してください。事前の承認なく変更した場合、補助対象外となることがあります。

11　実績報告書の提出及び補助金額の確定等

（1）実績報告書の提出

本補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和９年１月 29 日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。
※期限までに実績報告書の提出がない場合は、補助金を交付できません。

【実績報告書提出締切日】令和９年１月 29 日（金）
※必ず定められた期日までに実績報告書等を提出してください。

提出書類

① 補助事業実績報告書（別記様式第５号）
② 事業実績書（別紙）
③ 決算証拠書類（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書
④ 工事請負契約書又は工事注文書及び注文請書
⑤ 補助事業の実施を示す写真

（2）補助金額の確定

補助事業の完了後に報告書等の書類の確認を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めた場合に補助金額を確定し、補助事業者へ通知します。（補助金交付決定額から減額されることがあります。）

（3）補助金の交付

原則、補助金額の確定後に、精算払により交付します。
補助金額の確定通知を受け取った後、請求書（別記様式第６号）を事務局に提出してください。

12　書類の保管

・本事業の関連書類について、本事業の交付を受けた年度の終了後５年間、以下の書類について保管が必要です。（本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。）
・書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。

【関係書類】

□　補助金交付規程等に基づく関係書類
・交付申請書、交付決定通知（変更承認申請書、変更承認通知）、実績報告書、取得財産等管理台帳、額の確定通知等

□　会計帳簿類
・通帳、カタログ、仕様書、見積書、発注書（伝票）、契約書・請書、納品書（伝票）、検収調書（納品書への検収印押印による代用可）、請求書、銀行振込明細書、領収書等

【保管期間（例）】

補助事業完了日：令和９年１月２９日　→　保管年限：令和 13 年度（令和 14 年３月 31 日）

13　財産処分の制限

・補助事業により取得した機械等の財産については、補助事業終了後も善良な注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効果的運用を図らなければなりません。
・また、事務局が別に定める期間以前に当該財産を処分するときは、事前に事務局の承認を受ける必要があり、財産処分によって収入を得た場合、その全部又は一部を返納させることがあります。
・本補助金の交付を受けた補助対象製品を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

14　その他

（１）交付決定の取り消し、補助金の返還について

万一、交付に際して付す条件に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取消し、補助金の返還命令等の措置が講じられます。

（２）会計検査等に伴う書類請求及び現場検査等について

本事業が会計検査等の対象となった場合には、関係書類の提出及び現場検査が行われる可能性がありますので、本補助事業に関する書類の保存について、ご留意ください。
（保存期間：本事業の補助金額確定通知日から５年以上）

（３）個人情報等の利用目的について

取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用するほか、アンケート等の調査において利用する場合があります。また、他の補助金を受けていないかを調査するために、広島県へ提供する場合があります。

（４）省エネ効果等の報告について

補助事業完了後、エネルギー使用量、CO2 削減効果、光熱費削減効果、設備の稼働状況等について、県又は事務局から報告やアンケートへの協力を求める場合があります。

（５）制度内容等の変更について

本要領の内容は、国の制度変更、審査状況等により、変更する場合があります。変更がある場合は、県ホームページ等でお知らせします。

15　令和８年度実施スケジュール
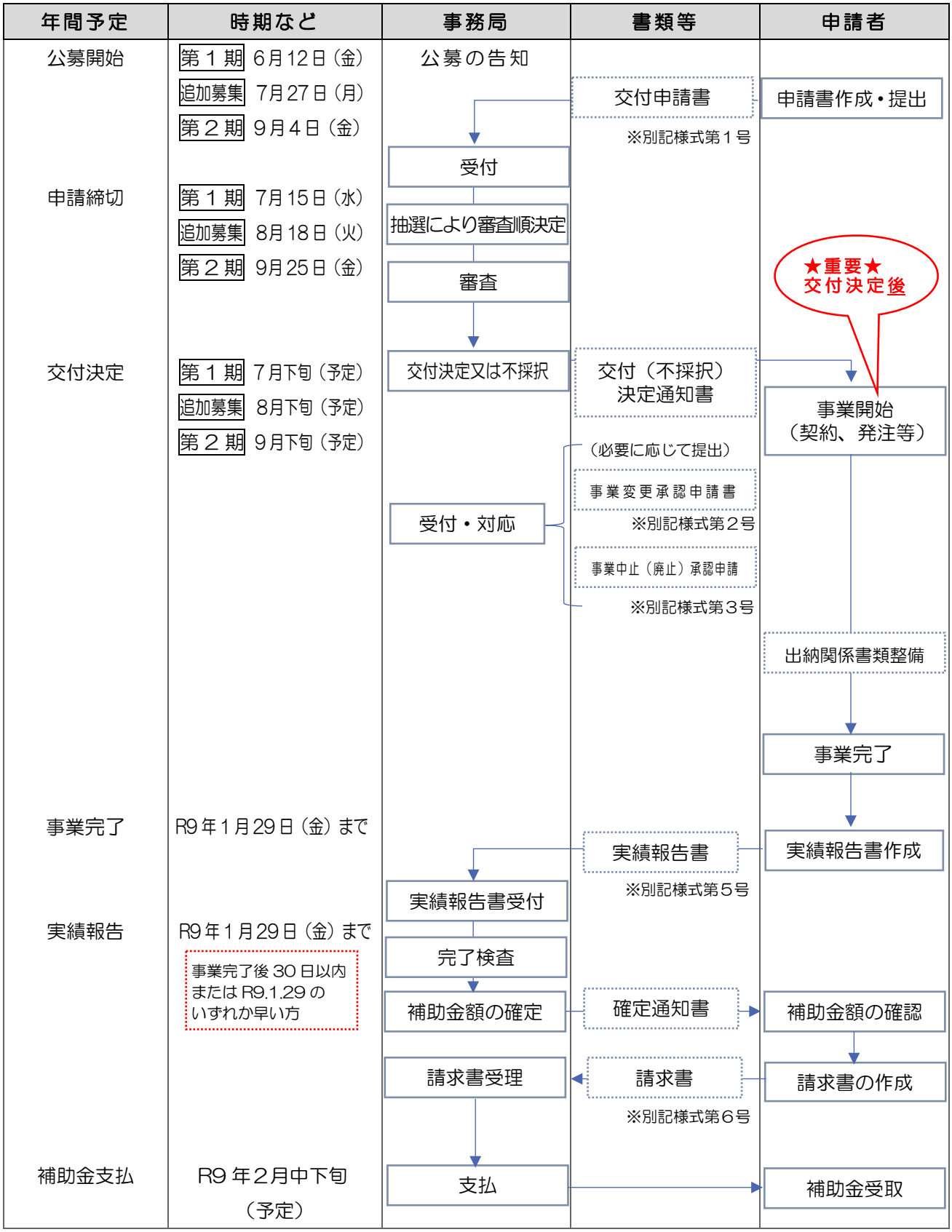
補助金の申請から支払いまでの流れは、次の図のとおりです。